

月刊

いじろのとも

第十卷

十一月号

美德の移り変わり

美德では

なくなつたもの

我慢

辛抱

忍耐

代わつて

美德となつたもの

素直な感情表出

厚顔な自己主張

無限な欲望追求

父・母性の喪失

個人主義が

母性を失わせ

民主主義が

父性を失わせた

人生を考え直して

みたい人は（七〇）

『正法眼蔵』解説（一四）

現成公案の巻を続けます。

得処（とくしょ）かならず自己の知見となりて、
慮知（りよち）にしられんずるとならふことなか
れ。証究（しょうきゅう）すみやかに現成（げんじ
ょう）すといへども、密有（みつう）かならずしも
現成にあらず、見成（げんじょう）これ何必（かひ
つ）なり。

今月号は、中村宗一氏の現代語訳をあげておきます。

悟ったことが、必ず知識となつて論理的に理解さ
れるとは限らない。悟りの究極は修行によつてすぐ
さま体験されるものであるが、それが自分によつて
気づかれるとは限らない。なぜなら、それが表面的
理解を越えていることだからである。

この部分はやさしそうです。でも、結構むずかしい
ようです。実は、どの解説書もみんな間違っています。

順次、解説していきます。

まず出だしの「得処（とくしょ）かならず自己の知見
となりて、慮知（りよち）にしられんずるとならふこと
なかれ」ですが、これは、先にあげました中村氏の現代
語訳で大した間違いはありません。悟ったという体験は、
真言密教では、入我我入、つまり自分と仏さまが一体で
あるという体験ですが、それは知識ではありません。本
文で言いますと「知見」でも「慮知」でもないのです。
それは、仏さまと一体であると実感することなのです。
自分が宇宙の根源にあつて、ただ一人仏になつて存在し
ている、という体験なのです。

次ぎの「証究（しょうきゅう）すみやかに現成（げん
じょう）すといへども、密有（みつう）かならずしも現
成にあらず、見成（げんじょう）これ何必（かひつ）な
り」ですが、ここはかなり難しいようです。

はじめの「証究（しょうきゅう）すみやかに現成（げ
んじょう）す」という部分ですが、これは、「悟りの究
極が速やかに実現する」ということです。でも、僧侶で
さえも大多数の人では、悟りの究極に速やかに到達する
ことなどありえません。ということは、多くの人は、た
だ「そう思うだけ」だということです。そのことを道元
は戒めているのです。

それが、次の「密有（みつう）かならずしも現成にあらず、見成（げんじょう）これ何必（かひつ）なり」なのです。

この「密有（みつう）」ですが、文字通りですと、「秘密の存在」ということになります。なにが秘密なのかといいますと、自分で意識できないから、自分の中で秘密なのです。

ということは、私の理論で言いますと、無意識に潜在しているもの、それは、「煩惱識（生命蔵識）」と「如来蔵識」ということになりませんが、それが現成するとは、無意識のうちに統合されるといふことなのです。

ということは、意識で悟ったと思っても、無意識では必ずしも悟ってはいない、ということなのです。

なぜなら、「見成（げんじょう）これ何必（かひつ）なり」だからなのです。

見成は、現成と似たことばですが、少し違いがあるように思えます。つまり現成は、無意識のことですが、見成は、その無意識での現成が、意識の世界で見える形に成ったものだということなのです。

最後に出てくる「何必」ですが、これは、「それだけに限らない」という意味です。

ということは、無意識で悟りに達していても、その意

識世界の現れは、いま体験されているものだけに限らない、ということなのです。

解脱に達することを目的として仏道の修行をしていますと、自分が悟りに達したのではないかと、いろいろ思いを巡らすことになります。私を知る限りでは、解脱に達していたと思える人は、ほんのわずかですが、でも、自分は解脱したという人は、無数と言えるほどいます。

自分が解脱したと判断する根拠は、多くは、何必なものに解脱に必然なものと考え違いをしていることにあると思えます。たとえば、瞑想していて、光が見えるという体験がある解脱したという人の体験談にありますと、光が見えることが、解脱に必要な・十分な条件であるというように受け取るということです。それに執着するということなのです。

真言密教での解脱の自内証（＝現成）は、すでに記しましたが、その現れ（＝見成）は、日々の生活の中で、自然に出てくるのものなのです。例えば、人々の執らわれの一つひとつが、具体的生活の中で「こころのひだ」として如実に見えてきますし、自分の欲望へ執着しなくてもよくなつてきます。また、さまざまな行為について正しい判断をすることができるようになります。そして悪を為すことがなくなり、善を為すようになるのです。

自作詩短歌等選

人の真価が問われる

自分が
思い通りになるとき
誰でもが善い人
でも
ストレスがかかるとき
人の真価が問われる
それは
自己と他己の
統合が問われる
ということ

児童虐待の増加

どんどんと
児童虐待
増えていく
女の権利
拡大につれ

先生の性非行

先生が
性的非行
頻繁に
犯す時代が
やってきたとは

みつともないこと

むかしは
みつともないことを
するな！
と言った

いまは
それが個性だ
もつと堂々と
やれ！

誰が善をなすの？

悪を
取り締まるべき
警察官が
悪を為し
善を
為すべき
坊主が
悪を為す
一体
誰が
善を
為すのだろうか

不登校への対応

英国が
不登校許す
親には
五十万円の
罰金を科す
米国では
一五万人
英国では
五万人
でも
日本では
まだまだ
たったの
一二万人

デート商法

他己なくし
デート商法
大はやり
ムードに弱く
愛にも弱し
自己教育のつけ
エリートと
言われる人の
犯罪が
なぜか頻発
する時世
自己しか育てぬ
教育のつけ

教育の素人談義

教育を
外から見れば
穴だらけ
よつてたかつて
つつつきまわす
いのちに触れる
恥知らず
むかしは
恥ずかしいから
やらないことでも
いまは
自分の得になれば
堂々とやる

こころの弱さ

社会的
問題起きれば
ストレスが
その原因に
必ずあがる
ストレス受けて
耐えられぬ
こころの弱さ
もっと知るべし

自作随筆選

転勤命令甘受すべし

十月十四日付けの日本経済新聞に、次のような見出しの記事が載りました。

転勤命令「甘受すべき」最高裁
生活の論理、押され気味
世論は家庭重視に傾く

記事の内容ですが、同じ会社に努める夫婦が、子どもを三人もうけて、保育所に預けて働いていたが、夫の方が転勤を命じられ、止むなく単身で転勤をした。しかし、妻の負担が重く、裁判所に転勤命令無効確認の仮処分を申請し、後に、本訴に切り換えた。最高裁まで争われたが、結局、最高裁も見出しのように会社の転勤命令は、「甘受すべきだ」という判決を下した、というものです。

私も、いまの家庭崩壊や学校崩壊は、農業の崩壊と会社中心主義（経済的欲望の追求⇨快適性と利便性を享受すること）の所為（せい）だと書いたことがあるように

思うのですが、まさにこの判決の記事に接して、その通りだという思いを深くしました。そこから一步も裁判官が抜け出していないということだと思います。

今日の第二、第三次産業を主とする会社中心主義は農業や林業などの第一次産業の衰退を招いています。私に言わせれば、その犠牲の上に第二次・三次の産業が成り立っているように思うのです。でも、会社中心主義論者たちは、逆のことを言っています。農業の生産性の低さのために、日本の産業社会の能率が落ちて、国際競争に勝てないのだ、というわけです。

でも、私たちには、いま反省が求められています。経済生活の豊かさばかりを求めてきた結果、生活の基盤である、農業・林業・漁業などの第一次産業の衰退を招き、家庭が崩壊し、地域社会が崩壊し、学校が崩壊し、社会が崩壊しようとしているのです。

もう生活の利便性や快適性を享受するのは、いいかげんにして、人間のこころを豊かにする道を模索しなければなりません。それは、父や母が家庭にいる時間を長くし、少なくとも、子どもと接する物理的時間を確保し、その上で、自然と関わり、汗を流して共同で何かの「労働」をする時間を持たなければならぬのです。それには、自給農業が最適だと、私は思っているのです。

自己安住できる？

十月十七日付けの毎日新聞に、茨木のり子著『倚りからず』（筑摩書房刊）という本の書評が載りました。

（参考までに、この「倚り」は「より」と読みます。）
その中に次のような詩が紹介されていました。なお、スペースを割愛するため、改行を／で示しました。

もはや／できあいの思想には倚りかかりたく／ない／
もはや／できあいの宗教に倚りかかりたく／ない／もは
や／できあいの学問には倚りかかりたく／ない／もはや
／いかなる権威にも倚りかかりたく／ない／ながく生き
て／心底学んだのはそれぐらい／じぶんの耳目／じぶん
の二本足のみで立っていて／なに不都合のことやある／
倚りかかるとすれば／それは／椅子の背もたれだけ

この書評記事を書いてた島森路子氏の、この詩に対するコメントはあるのですが、それは、私がこの詩を読んだと感じるものとは、まったくことなりますので、触れません。

私はこの詩を読んで、まさに私のいう「自己肥大・自己萎縮」を示すもの以外の何者でもない、と思いました。では、この詩人は、自分に閉じて、何者にもまったく

依存せず、寄り掛かるのは背もたれだけで、自分の耳目、自分の二本足で立って生きていくことを宣言していますが、そうする時、果してこれで、真に安心立命で居られるのか、ということが問われます。

おそらくこの方は、生きることの不安・ストレスをこらした詩を書くことで自己納得・自己安住しようとしているのだと思います。

しかし、人間はどんなに「あたま」で自己納得しようとしても、それぐらいで、安心立命は訪れてきません。解脱に至らない特定宗教・宗派の始祖やその継承者たちは、大多数が「あたま」で理屈を言って、安心立命が訪れることを期待しています。いちいち、固有名詞はあげませんが、そうした人の書き残したものや喋ったものを読みますと、そのことを強く感じるので。

人間は、自己に閉じて、自己に安住しようとするればするほど、不安になってきます。人が信じられなくなり、人が自分に危害を加えるのではないかという、精神医学という精神分裂病的な「被害妄想」に襲われるのです。

私たちは、これまでに素晴らしい思想（絶対な教え）を受け継いできています。それは、人が生きていく灯になるものです。人は、それを信じ従うときのみ安心立命に至れるのです。

子どもの虐待

親による子どもの虐待が増えています。十月十七日の毎日新聞「時代の風」欄に作家の高村薫氏が「親に虐待される子供」と題して記事を書いていました。その中に、私の子に対する思いとは全く違ったことが書いてあって、まさにこの人自身が、虐待の可能性をもっていることを感じざるを得ませんでした。そのことを少し述べてみたいと思います。

その記事の中に次のような記述があります。

「子供は純真無垢（むく）どころか、知能がある分、犬猫より始末が悪い生き物に思えることもある。それでも彼らが頼るのは唯一、親の懐（ほところ）しかないからこそ、その当の親から拒絶され殴られる子供たちの心身の痛みは絶望的なものになるのである。」

私は、いいかつこうして言うわけではなく、一度も子どもが「犬猫より始末が悪い生き物」と思ったことはありません。

これまで、犬猫人生（あるいはそれ以下人生）とよく言ってきたが、しかし、それは、成長の過程でつけた垢がたまって、悪・ずる賢くなってしまう大人につ

いて言っている訳で、子どもについて言っているのではないのです。子どもは、幼少であればあるほど、どこまでも純真で、大人がこの作者のように、自分の投影をしない限り、そんなことはないのです。

また、次のような記述もあります。

「自分の子供を可愛いと思えない場合もあるという何分の一かの本心を子供に向かって言い、殴りつけることを、何千年来、親たる者は何とかして自制してきたのだ。」

私自身は、父からも母からさえも強い折檻を受けて育ちましたが、でも、自分の子ども（やよその子どもさえも）を、お前は可愛くない、殴りつきたいと思ったことは一度もないように思います。子どもを殴りつけなければしつけができないと思うようでは、親としての資格はないと、私は思います。たとえ殴りつけなくても、「愛情」をもって叱ってやれば、子どもは怖がりますし、言うことをよくききます。

たとえ殴って叱っても、憎いと思ってそうすれば、しつけはできませんし、言うことをきかないのです。

この作者のような感情を持っている親がいることが、すでに問題なのです。子どもに愛情を持っているのか、疑いたくなります。子どもは、元来可愛いものなのです。

釈尊のごとば（八六）

法句経解説

（二九二）なすべきことをなおざりにし、なすべきからざることなす、遊びたわむれ放逸なる者どもには、汚（けが）れが増す。

（二九三）常に身体（の本性）を思いつづけて、為すべからざることなす、為すべきことを常に為して、心がけて、みずから気をつけている人々には、もろもろの汚（けが）れがなくなる。

宗教がめざすものは、自己への執着を絶ち、絶対な幸せにいたり、そして、幸せになった分、他者を同様に、幸せにすることですが、そのためには、少なくとも三つの教えを守らなければなりません。

それは、戒律を守ること（戒）、ヨーガ・坐禅などの瞑想をすること（定）、智慧をうるること（慧）の三つです。

上の二つの偈にうたわれていますのは、この中の「戒律を守ること」に当たっています。戒律を守つていれば、心身を清く保つことができますが、戒律を守らず、「遊びたわむれ、放逸なる」ならば、汚れが増してくる

のです。

その戒律ですが、在家が守るべきものとして、五戒があります。不殺生（無暴力）、不偷盗、不邪淫、不妄語、不飲酒、です。また、在家勤行式では十善戒が読まれます。それは、上の「戒」が変わって不綺語となり以下、不悪口（ふあつく）、不両舌、不慳貪、不瞋恚、不邪見、です。

十の中、最初の三つが「からだ（おこない）」で為す悪で、次の四つが「あたま（ことば）」で為す悪、最後の三つが「こころ（おもい）」でなす悪です。

偈でうたわれています「為すべきことをなおざりにし、為すべからざることなす」といいますのは、ですから、「からだ」の働きとしての、最初の三つの戒律を守らないことを意味します。それが後者の偈でいう「常に身体（の本性）を思いつづけて」ということになるのです。

いま日本人が、この三つの戒律、不殺生（無暴力）、不偷盗、不邪淫、をどれほど守らなくなっているか、それは、子どもたちをめぐる行動を見れば明らかです。

ですが、親がわが子を虐待して、死に至らしめる事件が、年間では五十件以上おきています。また、子どもたちも、互いに暴力的で、いじめの陰湿さは昔の比ではないようです。実際に殺人にまで至ることもありますし、

いじめを受けた子を自殺に追い込むことも珍しくありません。さらに子の親殺しは、もはやニュースにならないほど多くなりました。昔は刑法の「尊属殺人重罰規定」が守られ、普通殺よりも重罰に処せられました。しかし、今では憲法が保障する「法の下の平等」によって、親も子もなく、他人と同様に、あるいは親であるが故に、軽く罰せられています。また、最近、日本人の右傾化が、顕著になってきています。国旗・国家が法制化されましたし、タカ派の政治家が新聞をにぎわすことが多くなり、戦争賛美のマンガがベストセラーになりました。

次の「不偷盜戒」ですが、これも、スーパーやコンビニにおける子どもたちの万引き傾向を見れば、店が一定の万引き率を設定して、それを販売価格に上乗せするほど、その率が高まっています。また、自転車の借用窃盗は日常茶飯事に起きています。昔なら、「嘘は泥棒の始まり」といって、不妄語戒を戒めると同時に、この不偷盜戒も戒めました。でも、そんなことを、いま聞くことはなくなつたように思います。

最後の「不邪淫戒」ですが、いま、日本だけではなく性の乱れは、欧米民主主義・個人主義の蔓延と連関してか、地球規模で高まっています。その警告としてエイズが流行しているのではないかと思えるほどです。

私は、奉仕活動に係わる時は「させていただいて／ありがとう／していただいて／ありがとう」という二つの感謝の「こころの響鳴」が大切だと言っているのですが、ある講演でこの話をした後で、ある人から個人的にそれは「セックス」のことではないですか、とささやかれました。思いもかけなかったことで、驚きましたが、なるほど男の浮気（こんな言葉も死語になりつつあります）を想定すれば、そうなるのだなァーと思いました。でも、それは、その人がそんなことが頭に浮かぶほど、しよつちゆうそのことを体験していることだということです。

このように、日本人では、いま、「からだ」に関する戒律が殆ど守られなくなっています。でも、これは、何も「からだ」に限られません。「あたま」も「こころ」も同様です。戒律全体が守れなくなってきているのです。戒律は、規範ですので、それは、規範の喪失ということを意味しています。ですから、これがもつと極まれば、社会が崩壊していきます。厳に戒めたいと思います。

（二九四）（「妄愛」という）母と（「われあり」という慢心」である）父とをほろぼし、（永久に存在する」という見解と滅びて無くなる」という見解とい

う)二人の武家の王をほろぼし、(主観的機官と客観の対象とあわせて十二の領域である)国土と

(「喜び貪り」という)従臣とをほろぼして、バラモンは汚れなしにおもむく。

どのことばにも警えが用いられていますが、なぜこうした警えになったのかは、不問にします。関心のある方は、テキストにしています中村元訳『ブツダの 真理のことば 感興のことば』(岩波文庫)の注釈をご覧ください。幾つかについて解説があります。

この偈では、汚(けが)れを除くためには、次のものを滅ぼせ、と言われています。

妄愛(強い欲望)

慢心(自己への強い執着)

永久に存在するという見解

滅びて無くなるという見解

主観的機官と客観的对象の十二領域

喜び貪り

この 妄愛と 慢心と (喜び)貪りを滅ぼさなければならぬことは、よく知られていますので、解説を省略します。

ここでは、残りの項目だけ検討して行きます。

まず、「永久に存在するという見解」ですが、普通

の人は、自分の存在の永遠性を、たとえば魂の不滅といった形で、願うと思うのですが、でも、それは、生に執着しているわけで、そうした見解も滅ぼさなければなりません。また、逆に、「滅びて無くなるという見解」も滅ぼさなければなりません。現代人の多くは、「死んでしまえば、人はそれでおしまい」だと思っていますので、こう言われれば、げんに思われるかもしれませんが、こう思ってもならないのです。続くと思ってもならず、おしまいだと思ってもならない、とはどういうことなのでしょうか。

それは、死後のことは誰も知らないのです、そんなことを思い煩うなということなのです。人は、永遠の今をひたすら生きるだけなのです。

次に、「主観的機官と客観的对象の十二領域」ですが、訳者中村の注釈は次のようになっています。

十二の領域 すなわち眼・耳・鼻・舌・身・意とい

う六つの主観的機能(六根)と、色(≡かたち)・声

(音声)・香・味・触(≡触れられるもの)・思考され

るもの(法)という客観的な対象領域(六境)とをいう。

こうしたものに執着してはならないということです。

でも、とても難しいことですが、でも、できることです。

後記

一、秋も深まり、ほうぼうで美しい紅葉が目を引きます。
 二、ゼミ生の一人が、ある団体の論文募集に応募するために、日本の道徳思想について論文を書くことになりました。相談を受けましたので、私は、日本古来の道徳意識の根源の一つになっていきます、聖徳太子を取り上げてはとアドバイスしました。私も、太子の和の精神には関心をもっていましたし、古本もかなり買っていましたので、それを参考にしながら、書くことになりそうです。
 三、先日亡くなりました、中村元氏も「日本人の思惟方法」について本を書かれています。その中でも、太子の和の精神に触れています。
 四、和は、私の理論で言いますと、自己と他己の統合だと考えています。この和の精神を私の理論で敷衍していえば、多くの人を説得できる新たな道徳原理が示せるのではないかと、期待しています。
 五、いま、経済だけではなく、否、経済で世界中に迷惑をかけている分、文化の面で日本は世界に対して貢献しなければならぬと思います。このテーマは、その可能性を秘めているように思えます。日本人は、寛容・宥和（ゆうわ）の精神を重んじてきました。それには、仏教の影響もあつたようですが、それだけではないということ

とです。これを私の理論で言いますと、「こころ」の精神機能領域を大切にすることです。それは、お互いの「情動の共有」を大切にし、こころを通わせるということなのです。日本では、実は、規範はこうした「こころの通い合い」で維持されてきたのです。ところが、欧米の個人主義が入ってきて思考方法が全く違ってきた。建前・義が第一となり、こころは第二義的になってきたのです。欧米ではキリスト教という絶対者を通じて人間の結びつき（義）が、今もかなり強く存在していますが、日本はそれはありません。そこに問題がおこっています。でも、欧米も神が無くなりつつありますが。

月刊 こころのとも 第十卷 十一月号 （通巻 一一九号）	平成十一年十一月八日 〒772 8502 徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門教育大学 障害児教育講座気付 （ひびきのさと 沙門）中塚 善成 <small>（じょうせい）</small>
本誌希望の方は、郵送料として郵便振替で年間千円を次の口座にお振り込み下さい。加入者名 ひびきのさと 口座番号 01610 8 38660	

